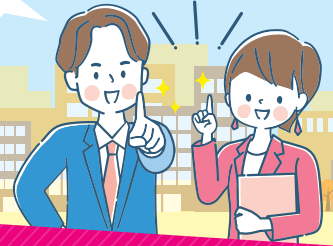


令和5年度

東京都働きやすい職場環境づくり 推進奨励金のご案内



最大120万円

奨励対象事業は次のプラン・コース・事業の中から自由に選択し、
下記の取組を実施した場合、合計120万円の範囲内で奨励金の支給を受けることができます。

プラン・コース・事業名および概要

交付額

I▶ 働きやすい職場環境づくり推進プラン（上限100万円）

A 育児と仕事の両立推進コース

① 育児と仕事の両立制度整備事業 育児と仕事の両立支援のための休暇制度等を新たに整備	ジョブリターン加算	20万円*
② 男性の育児参加推進事業 男性の育児参加を推進するための目標や取組内容を設定		20万円
③ 育児中の従業員のための多様な選択肢整備事業 育児中の従業員が各自の状況に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、 法を上回る育児休業制度や子育て支援制度等を新たに整備		40万円

B 介護と仕事の両立推進コース

① 介護と仕事の両立推進事業 ・介護と仕事の両立に関する相談窓口を社内に設置 ・両立推進に向けた取り組み計画を策定し、社内外に発信		40万円
② 介護離職防止のための制度整備事業 介護中の従業員が各自の状況に応じて柔軟な働き方ができるよう、法を 上回る介護休業制度や、介護サービス利用支援制度等を新たに整備	ジョブリターン加算	40万円*

C 病気治療と仕事の両立推進コース

病気治療と仕事の両立に関する相談窓口を社内に設置し、病気治療のため の休暇制度を新たに整備	ジョブリターン加算	20万円*
--	-----------	-------

※追加取組 ジョブリターン加算

A①、B②、Cコースでジョブリターン制度を整備するとさらに20万円加算されます！（加算額を含め上限額は100万円）

※複数コース・事業で制度整備した場合も加算額は20万円です。

II▶ ライフイベントと仕事の両立スキルアップ応援プラン **NEW**

育児等のライフイベントと仕事を両立できるようスキルアップ支援制度を新たに整備	20万円
--	------

奨励事業の組み合わせパターン

Iパターン ▶▶ I▶ 働きやすい推進プラン 単体で実施（上限100万円）

I + IIパターン ▶▶ I▶ 働きやすい推進プラン と II▶ スキルアップ応援プラン を組み合わせで実施（上限120万円）
又は II▶ スキルアップ応援プラン のみ実施（上限20万円）

※事前エントリー時点で申請するパターンを上記から選択していただけます。

昨年度からの主な変更点

- 「Ⅱ ライフイベントと仕事の両立スキルアップ応援プラン(20万円)」を新設しました。既存の「Ⅰ 働きやすい職場環境づくり推進プラン(上限100万円)」と組み合わせて申請できます(上限120万円。申請可能社数には限りがあります)。※「Ⅱ ライフイベントと仕事の両立スキルアップ応援プラン」単独でも申請可能です。
- 「Ⅰ 働きやすい職場環境づくり推進プラン」Aコース①「育児と仕事の両立支援制度の整備事業」の取組事項1「育児と仕事の両立支援制度の整備」において、「祖父母の育児休暇制度」として、祖父母が孫の為に育児休暇を取得できる制度を追加します。
- 「Ⅰ 働きやすい職場環境づくり推進プラン」Bコース②「介護離職防止のための制度整備事業」において、すでに育児・介護休業法を上回る制度が整備されていても申請可能とします。

事業の流れ

1 事前エントリー

申請希望事業者は、受付日に事前エントリーを行ってください。

※事前エントリーは「TOKYOはたらくネット」から、企業の担当者が直接行ってください。

※5回に分けて受付を行います。受付時間は受付日の10時～15時です。

Iパターン または I+IIパターン いずれかより選択してエントリーいただけます。

※先着順ではありません。予定社数を上回る場合は抽選を行います。

《スケジュール》

	事前エントリー受付日	申請書提出期限	事業実施期間 (3ヶ月以内)	予定社数	
				Iパターン	I+IIパターン
第1回	6月5日(月) 6月6日(火)	7月3日(月)	8月1日～10月31日	120社	15社
第2回	7月4日(火) 7月5日(水)	8月1日(火)	9月1日～11月30日	120社	35社
第3回	7月27日(木) 7月28日(金)	8月29日(火)	10月1日～12月31日	130社	30社
第4回	8月24日(木) 8月25日(金)	9月21日(木)	11月1日～1月31日	105社	15社
第5回	10月3日(火) 10月4日(水)	11月2日(木)	12月1日～2月29日	25社	5社

2 申請可否の連絡

事前エントリーの結果をEメールにてご連絡します。

※申請可能企業へは申請先をお伝えします。＜申請先＞労働相談情報センター（飯田橋ほか都内4事務所）

3 奨励金の申請

郵送により、申請先へ交付申請書類を提出してください。

※代理提出の場合は、委任状が必要です。

4 交付決定

決定後、交付決定通知書を送付します。

※交付決定の連絡を受ける前に助成事業に着手しないようにご注意ください。

5 奨励事業の実施

都が定めた事業実施期間内で奨励事業を実施してください。

6 実績報告

事業終了後、都が定めた期日までに実績報告書類を提出してください。

7 交付額確定

実績報告書類をもとに交付額を確定し、奨励金を支給します。

その他要件等の詳細は、下記ホームページより募集要項をご覧ください。

TOKYOはたらくネット

働く環境の改善 ▶ 働きやすい職場環境づくりの支援 ▶ 東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/shourei/>

お問合せ先

▶ 東京都労働相談情報センター 03-5211-2248

▶ 亀戸事務所 03-3682-6321

▶ 大崎事務所 03-3495-4872

▶ 多摩事務所 042-595-8790

▶ 池袋事務所 03-5954-6505



TOKYOテレワークアプリ

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考をするよう事業者の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。



※紙製配合率60%再生紙を使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。